

資料編

1 菰野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

任期 自：平成29年4月1日

至：平成30年3月31日

職名	氏 名	所 属	備 考
委員長	嶋影 通	町民生委員児童委員協議会	会長
副委員長	芝田 一男	町区長会	会長
委員	位田 保之	町医療保健協議会	代表
委員	酒井 秀之	町老人クラブ連合会	会長
委員	小林 克	三重郡老人福祉施設組合みずほ寮	福祉施設代表
委員	福田 雅文	町社会福祉協議会	事務局長
委員	小松 重信	介護老人保健施設聖十字ハイツ	老健施設代表
委員	粥川 篤	湯の山介護老人保健施設	老健施設代表
委員	加藤 健一郎	町ボランティア連絡協議会	会長
委員	小嶋 正義	町地域包括支援センターいきいき	所長
委員	壹岐 由美子	介護相談員	代表
委員	服部 三代子	介護相談員	代表
委員	加藤 大輝	町議会	教育民生委員長
委員	千賀 優子	町議会	教育民生副委員長
委員	山村 和美	町政モニター	代表
委員	山川 英子	町政モニター	代表

2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会開催報告

平成 28 年度

・平成 29 年 3 月 24 日

【内容】次期計画策定に伴う高齢者等実態調査について
地域密着型サービスの事業者選定について

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護

平成 29 年度

・第 1 回：平成 29 年 6 月 30 日

【内容】委嘱状の交付、役員選出、介護保険サービス・地域支援事業報告
計画策定について、今後のスケジュール、議事録署名者について

・第 2 回：平成 29 年 8 月 25 日

【内容】介護保険財政、介護保険事業状況報告
介護予防・日常生活圏域高齢者等アンケート調査の集計及び分析結果
について

・第 3 回：平成 29 年 10 月 26 日

【内容】次期事業計画（案）の検討、高齢者の現状、
介護保険事業と介護保険サービスの事業実績について

・第 4 回：平成 29 年 11 月 28 日

【内容】次期事業計画の取組事業、介護保険サービス見込、
保険料（案）の検討、パブリックコメントの実施について

・パブリックコメントの実施

【期間】平成 29 年 12 月 26 日から平成 30 年 1 月 25 日まで

・第 5 回：平成 30 年 2 月 13 日

【内容】パブリックコメントの結果、事業計画案の審議、
介護報酬改定について、認知症施策推進事業について

◎平成 30 年 2 月 23 日 嶋影委員長より町長に事業計画書を提出

▼ 策定委員会での審議のようす



▼ H30.2.23 嶋影委員長より石原町長に事業計画書を提出



3 用語集（五十音順）

●介護医療院

平成30年度から、介護療養病床に変わるサービスとして新設された施設。慢性期の医療と介護のニーズの増加を踏まえ、要介護高齢者の長期療養・生活を目的としている。

●介護保険施設

介護保険施設とは、介護保険法に規定されている介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類の施設をいう。

●介護保険法

高齢化に対応し、高齢者を国民の共同連帯のもと支えるしくみとして導入された介護保険制度について、その実施のために必要な事項を定めた法律。平成9年12月に公布、平成12年4月に施行された。

●介護予防

高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

●介護予防ケアマネジメント

予防給付のケアマネジメントと地域支援事業における介護予防ケアマネジメント事業を指す。市町村が責任主体となり、地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種が連携して対応する。具体的には、二次予防事業対象者を対象に要支援状態等となることの防止及び要支援認定者を対象に要介護状態への悪化防止を一体的に行う。

●介護予防支援

地域包括支援センターにおいて、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。

●介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。平成27年の制度改正により新しい総合事業として定義され、より効率的な介護予防・生活支援が提供できるよう市町村の実情に合わせたサービス提供体制への移行が義務付けられた。

●居宅介護支援事業者

利用者の意向を踏まえてケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、個々のサービス事業者との調整を行ったりする事業者をいう。

●ケアプラン（居宅サービス計画）

ケアプランとは、要介護認定者の心身の状況やおかれている環境、本人や家族の希望等を踏まえ、課題、目標、サービスの内容について決められるものである。

居宅サービス計画は①健康上・生活上の問題点と解決すべき課題、②利用するサービス等の種類・内容・担当者、③提供日時、④各サービスの目標と達成期間、⑤サービス提供上の留意事項、⑥本人の負担額を内容とする。在宅の介護サービス計画は、利用者個人が作成することもできるが、ケアマネジャーに依頼して、ケアプランを作成することもできる。その場合は、①地域のサービス内容や料金の情報提供を受け、②原案が作成され、③サービス担当者による会議（ケアカンファレンス）等を通じた原案の検討を経て、④利用者に対する内容の説明と文書による合意によって決定され、⑤必要に応じてその後変更が行われる。

●ケアマネジメント、ケアマネジャー(介護支援専門員)

ケアマネジメントとは、要介護認定者に対し、一人ひとりのニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、ケアマネジメントの機能を担うために厚生省令で定められた専門家のことで、要介護認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し、支給限度額を目安に、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。サービスの利用について居宅サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

●権利擁護

認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。

●高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合。

●作業療法士

身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者を対象に、医師の指示のもと応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる専門職。

●社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。

●社会福祉士

身体上または精神上の障がいがあり、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導などを行う専門職。

●生活機能

自立した生活を送るために必要な能力全般のことであり、他者との交流など社会的な活動能力も含めた機能のこと。

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

行政とボランティア団体等の仲立ちとして、関係者同士のネットワークの構築や地域の生活支援サービスにかかる資源の開発、ニーズと取り組みのマッチング等を行う人のこと。介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインによって地域包括支援センターへの配置が定められている。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が十分でない人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。具体的には、家庭裁判所が選任した成年後見人が、財産管理や契約等を本人に代わり行う。介護保険の実施にあわせ、民法を一部改正し、禁治産、準禁治産の制度を改めた「法定後見」と「任意後見」（任意後見契約に関する法律で定められる）とがある。

●第1号被保険者

町内に住所を有する65歳以上の人をいう。ただし、被保険者が介護保険施設等に入所するために住所を変更した場合は、変更前の市町村の被保険者となる（住所地特例）。

●第2号被保険者

町内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。ただし、被保険者が介護保険施設等に入所するために住所を変更した場合は、変更前の市町村の被保険者となる（住所地特例）。

●団塊の世代

第2次世界大戦後の昭和22年～24年に生まれた世代。2007年（平成19年）頃から定年退職の時期を迎え、地域の担い手としても期待されている。

●地域支援事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う介護保険制度上の事業のこと。①介護予防事業②包括的支援事業（ア．介護予防ケアマネジメント事業イ．包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ウ．総合相談支援事業 エ．高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業）③その他（任意事業）がある。

●地域包括ケア

一人ひとりの高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援が、包括的かつ継続的に行われること。

●地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、③総合相談支援事業、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的マネジメントを担う中核機関として創設された。運営主体は、市町村、在宅介護支援センターの運営法人、市町村が委託する法人である。職員は、保健師または経験のある看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置される。設置・運営は、中立性の確保、人材確保支援の立場から、市町村、地域のサービス事業者、関係団体等で構成される「地域包括支援センター等運営協議会」がかかわる。

●地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として、その市町村の被保険者のみが利用できるサービス。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、定期的な巡回と随時の通報により日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話等を行う。

●認知症

発達期以降に、さまざまな原因によって、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなることで、記憶をはじめとした知的な働き（認知機能）が低下していく脳の病気である。

それに伴って、さまざまな障害が起こり、生活上支障が出ている状態をいう。

代表的な認知症の種類は、アルツハイマー病によるアルツハイマー型認知症、脳梗塞・脳出血・脳動脈硬化など脳血管疾患による脳血管性認知症がある。

●認知症ケアパス

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に関する支援が、いつ・どこで・どのようなサービスを受けることができるかの情報をまとめたもの。

●認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

●認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症を正しく理解して認知症の人や家族を温かく見守る応援団として自分のできる範囲で活動する人のこと。

●認知症地域支援推進員

認知症患者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療機関や介護サービス事業所をはじめとした関係機関との連携や各施策・事業の企画調整、家族介護者に対する支援体制の構築等を行う人のこと。

●ランチ

地域包括支援センターにつなぐための窓口として、身近な地域で、総合相談や高齢者実態把握等に取り組む施設。

●民生委員(民生委員・児童委員)

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉にかかわる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。平成12(2000)年には民生委員法の改正が行われ、常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行うということが法律上に明記された。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域の住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。なお、児童福祉法における「児童委員」は民生委員が兼ねることとなっているため、「民生委員・児童委員」という呼び方が正式である。

●要介護状態、要支援状態

介護保険制度では、町が行う要介護等認定の結果、要介護または要支援と認定された場合に介護保険サービスを受けることができる。要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護1～5の区分があり、その区分に該当する者をいう。また、平成18年度以降、要支援状態とは、身体上もしくは精神上の障害があるために入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部もしくは一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態、または身体上もしくは精神上の障害があるために一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて要支援1～2の区分があり、その区分に該当する者をいう。

●理学療法士

医師の指示のもとでリハビリテーションを行い、日常生活を送る上で必要な基本的能力の回復を図る専門職。

●老人福祉センター

60歳以上の人を対象に、健康の増進、教養の向上、レクリエーション及び各種相談等を行う福祉施設。

●老人福祉法

老人福祉の基本法として、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じることによって老人の福祉を図ることを目的に、昭和38年に制定された法律。

